

建築確認申請に関する手数料

1. 建築物に関する確認申請手数料

| 床面積の合計 | 確認申請 手数料 | 中間検査申請 手数料 | 完了検査申請手数料 | |
|----------------------|-------------|---------------|-----------|----------|
| | | | 中間検査対象外 | 中間検査対象 |
| 30㎡以下のもの | 10,000円 | 14,000円 | 15,000円 | 14,000円 |
| 30㎡を超え 100㎡以下 | 18,000円 | 16,000円 | 18,000円 | 16,000円 |
| 100㎡を超え 200㎡以下 | 28,000円 | 22,000円 | 24,000円 | 22,000円 |
| 200㎡を超え 500㎡以下 | 38,000円 | 30,000円 | 33,000円 | 31,000円 |
| 500㎡を超え 1,000㎡以下 | 68,000円 | 50,000円 | 55,000円 | 52,000円 |
| 1,000㎡を超え 2,000㎡以下 | 96,000円 | 68,000円 | 74,000円 | 69,000円 |
| 2,000㎡を超え 10,000㎡以下 | 210,000円 | 145,000円 | 171,000円 | 161,000円 |
| 10,000㎡を超え 50,000㎡以下 | 360,000円 | 204,000円 | 244,000円 | 234,000円 |
| 50,000㎡を超えるもの | 660,000円 | 391,000円 | 449,000円 | 439,000円 |

※1 次の(1)～(4)に掲げる確認申請手数料の算定に用いる床面積の合計は、計画変更等に係る床面積の1/2について算定する。

- (1) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築する場合
(床面積の増加する部分については増加する床面積)
- (2) 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合
- (3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合
- (4) 用途の変更をする場合

※2 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合の完了検査申請手数料の算定に用いる床面積の合計は、移転等に係る床面積の1/2について算定する。

※3 中間検査を行う建築物について

- (1) 静岡市建築基準施行細則 静岡市告示第642号(平成28年10月1日から)
 - ① 階数が3以上のもの
 - ② 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿またはこれらとその他の用途と併用するもの
(増築又は改築に係る床面積の合計が60㎡以下のものを除く)
- (2) 建築基準法第7条の3第1項第一号
階数が3以上である共同住宅

2. 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料

| 区分 | 確認申請 手数料 | 確認を受けた 計画の変更 | 完了検査申請 手数料 |
|-----------------|-------------|-----------------|---------------|
| 小荷物専用昇降機以外の建築設備 | 18,000円 | 10,000円 | 26,000円 |
| 小荷物専用昇降機 | 9,000円 | 6,000円 | 18,000円 |
| 工作物 | 17,000円 | 9,000円 | 21,000円 |